

裁判員裁判のための施設の紹介

裁判員裁判を行うために使用される裁判所の施設をご紹介します！

裁判員候補者待機室

裁判員等選任手続期日にお越しいただいた裁判員候補者の待機室です。こちらでは、係員が、大型ディスプレイを使い、オリエンテーション用の映像を上映するなどして、これから始まる裁判員等選任手続や裁判員裁判の流れについてご説明します。その後、裁判員候補者には、質問手続の順番を待つ間、また、質問手続が終了し、その結果が出るまでの間、こちらでお待ちいただきます。



室内は、待ち時間をリラックスしてお過ごしいただけるよう明るい雰囲気になっています。



質問手続室

質問手続を行う部屋です。質問手続とは、裁判員等選任手続期日にお越しいただいた裁判員候補者に対し、裁判長から辞退希望などをお尋ねするための手続です。

なお、この手続は、裁判官3人と書記官のほか、検察官と弁護人が立ち会います。裁判員候補者のプライバシーに配慮して非公開で行われます。



裁判員裁判法廷



法廷では、裁判員と裁判官が同じ壇（「法壇」といいます。）に座り、検察官と被告人・弁護人それぞれの主張を聞いたり、それらの主張を裏付けるための証拠を見たり聞いたりします。

分かりやすい審理となるように、法廷には画像を映し出すためのモニターを設置するなど様々な工夫が施されています。



評議室



評議を行う部屋です。評議とは、法廷で見聞きした証拠に基づいて、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどのような刑にするべきかを、裁判員と裁判官がお互いの考えを述べ合って議論することです。多くの裁判所では、裁判員の休憩室としても使えるように、応接セットなどを設置しています。

※写真はさいたま地方裁判所の各施設を撮影したものです。各施設の様子は、裁判所によって多少異なります。